

裁判官会議（第13回）議事録

令和5年4月5日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 戸倉長官、山口、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺、今崎、尾島各裁判官

戸倉長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 徳岡人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の転補等については、原案どおり決定し、3の令和5年春の勲章受章者の内定については、報告がされた。
- (2) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、さいたま地方裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

さいたま地方裁判所長吉村真幸の定年退官に伴い、東京高等裁判所判事小出邦夫をさいたま地方裁判所長とする。

午前10時35分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和5.4.5提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官(令5.5.8)

東京地家立川支判事(部総括)・立
川簡裁判事

佐藤重憲(46)

定年退官(令5.5.9)

大阪簡裁判事

田中清道

2 裁判官の転補等について

横浜地家川崎支判事(支部長)・川
崎簡裁判事(司掌者)

さいたま地家判事(部総括)・さい
たま簡裁判事

岡部純子(43)

さいたま地家判事(部総括)・さい
たま簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

鈴木和典(48)

神戸地判事(部総括)・神戸簡裁判
事

大阪高判事・大阪簡裁判事

松田道別(48)

東京地家立川支判事(部総括)・立
川簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

杉山順(44)

3 令和5年春の勲章受章者の内定について(報告)

「令和5年春の勲章受章者名簿(内定)」のとおり

裁判官会議（第14回）議事録

令和5年4月12日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 戸倉長官、山口、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、塚、今崎、尾島各裁判官

戸倉長官議長席に着く。

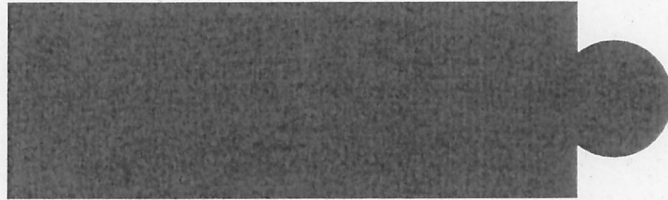
議事

人事について

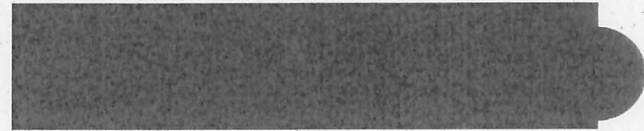
徳岡人事局長から、資料に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等については、原案どおり決定した。

午前10時35分終了

議長



秘書課長



裁判官会議資料
(4月12日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和5.4.12提出)

1 裁判官の退官について

定年退官(令5.5.13)

大阪簡裁判事

松林秀樹

定年退官(令5.5.14)

京都簡裁判事(司掌者)

河合裕行

定年退官(令5.5.15)

横浜簡裁判事(司掌者)

鈴木紅

定年退官(令5.5.17)

東京簡裁判事

小杉正実

2 裁判官の転補等について

東京高判事(部総括)・東京簡裁判事

福岡高判事(部総括)・福岡簡裁判事

梅本圭一郎(42)

福岡高判事(部総括)・福岡簡裁判事

横浜地判事(部総括)・横浜簡裁判事

新谷晋司(42)

横浜地判事(部総括)・横浜簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

中山雅之(46)

京都簡裁司掌者指名

京都簡裁判事

樋口裕晃

横浜簡裁判事(司掌者)

東京簡裁判事

永田浩昭

裁判官会議（第15回）議事録

令和5年4月19日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 戸倉長官、山口、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、塚、今崎、尾島各裁判官

戸倉長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 徳岡人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等については、原案どおり決定した。
- (2) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、広島高等裁判所長官の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 広島高等裁判所長官笠井之彦の定年退官に伴い、司法研修所長中山孝雄を広島高等裁判所長官とし、その後任者を東京高等裁判所判事矢尾和子とする。

イ 仙台高等裁判所長官森純子の定年退官に伴い、知的財産高等裁判所判事菅野雅之を仙台高等裁判所長官とする。

ウ

エ 秋田地方、家庭裁判所長平田直人を名古屋家庭裁判所長とし、その後任者を仙台高等裁判所秋田支部長見米正とする。

オ 千葉家庭裁判所長岸日出夫の定年退官に伴い、大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）太田晃詳を千葉家庭裁判所長とし、その後任者を京都家庭裁判所長徳岡由美子とし、その後任者を鳥取地方、家庭裁判所長森木田邦裕とし、その後任者を名古屋地方裁判所判事加島滋人とする。

カ 福島地方裁判所長相澤眞木を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を青森地方、家庭裁判所長加藤亮とし、その後任者を東京地方裁判所判事古田孝夫とする。

午前10時42分終了

議 長



秘書課長



裁判官会議付議人事関係事項(令和 5. 4. 19提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (令 5. 5. 26)

大阪簡裁判事

西 田 文 則

2 裁判官の転補等について

大阪高判事・大阪簡裁判事

福井地家判事・福井簡裁判事

神 谷 善 英 (60)

福井地家判事補・福井簡裁判事

大阪家地判事補・大阪簡裁判事

摸 利 純 史 (68)

東京高判事・東京簡裁判事

佐賀地家判事 (所長)・佐賀簡裁判事 (司掌者)

鈴 木 正 紀 (42)

裁判官会議（第16回）議事録

令和5年4月26日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 戸倉長官、山口、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺、今崎、尾島各裁判官

戸倉長官議長席に着く。

議事

1 総務局関係事項について

小野寺総務局長から、資料第1に基づき、尾島裁判官の職務執行回避許可の申立てについて説明があり、当該事件についての尾島裁判官の回避申立てを許可することとした（尾島裁判官は議決に加わらなかった。）。

2 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について

門田民事局長から、資料第2に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。

3 民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について

門田民事局長から、資料第3に基づき、標記の裁判所について説明があり、原案どおり決定した。

4 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第4に基づき、人事関係事項について説明があり、裁判官の転補等について原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第5に基づき、岡山地方裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）水野有子を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を岡山地方裁判所長阪本勝とし、その後任者を福岡高等裁判所那覇支部長谷口豊とする。

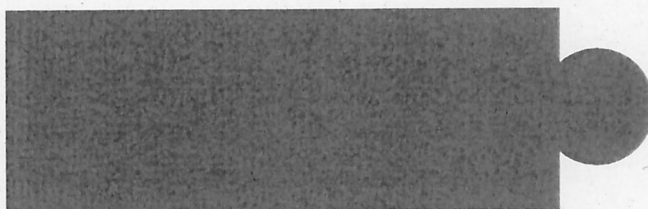
イ 大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）宮坂昌利を知的財産高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を高松地方裁判所長黒野功久とし、その後任者を東京地方、家庭裁判所立川支部長谷口安史とする。

ウ 大阪高等裁判所判事植屋伸一の定年退官に伴い、釧路地方、家庭裁判所長長谷川浩二を大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を東京高等裁判所判事青沼潔とする。

エ 京都地方裁判所長北川清の依願免本官並びに兼官に伴い、徳島地方、家庭裁判所長川畑正文を京都地方裁判所長とし、その後任者を大阪家庭裁判所判事黒田豊とする。

午前10時44分終了

議長



秘書課長



裁判官会議付議人事関係事項(令和 5. 4. 26提出)

裁判官の転補等について

仙台高秋田支判事(支部長)・秋田
簡裁判事

横浜地家横須賀支判事(支部長)・
横須賀簡裁判事(司掌者)

齊木利夫(39)

横浜地家横須賀支判事(支部長)・
横須賀簡裁判事(司掌者)

東京高判事・東京簡裁判事

小河原 寧(46)

名古屋地判事(部総括)・名古屋簡
裁判事

岐阜地家判事(部総括)・岐阜簡裁
判事

横井 健太郎(52)

岐阜地家判事(部総括)・岐阜簡裁
判事

名古屋高判事・名古屋簡裁判事

秋吉 信彦(52)

東京地判事(部総括)・東京簡裁判
事

東京高判事・東京簡裁判事

小原 人(48)